

海上コンテナ規則

海上コンテナ規則

2014年 第1回 一部改正

2014年 6月30日 規則 第54号

2014年 2月 4日 技術委員会 審議

2014年 2月24日 理事会 承認

2014年 6月26日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

「海上コンテナ規則」の一部を次のように改正する。

1章 総則

1.1 通則

1.1.4 を次のように改める。

1.1.4 定義

この規則における用語の定義は、特に規定する場合を除き、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「自重」とは、恒久的に取り付けられた付属品を含む空のコンテナの重量質量をいい、これを T (kg) で示す。
- (2) 「荷重」とは、単位を有する物理量を記述するために用いる場合、質量をいう。
- (3) 「重力加速度」は $9.8m/s^2$ とし、これを g で示す。
- (24) 「最大総重量質量」とは、自重コンテナと積載貨物重量との合計重量質量で許される最大の重量質量をいい、これを R (kg) で示す。なお、当該質量に相当する重力を Rg (N) で示す。
- (35) 「最大許容積載重量質量」とは、最大総重量質量から自重を差し引いた重量質量をいい、これを P (kg) で示す。なお、当該質量に相当する重力を Pg (N) で示す。
- (46) 「高さ」、「幅」及び「長さ」とは、それぞれ高さは鉛直方向、幅は横手方向、長さは長手方向に測った寸法をいう。
- (57) 「外のり寸法」とは、コンテナの外のりの高さ、幅及び長さについて恒久的付着品を含めた最大寸法をいい、これらをそれぞれ H 、 W 、および L で示す。
- (68) 「内のり寸法」とは、コンテナの隅金具を除く恒久的付着品を含めた内のりの高さ、幅及び長さをいう。
- (79) 「シリーズ生産コンテナ」とは、同一の設計型式に従って製造されるコンテナをいう。
- (810) 「ISO 規格」とは、International Organization for Standardization TC 104 で採択されたコンテナ関係の国際規格をいう。
- (911) 「CSC」とは、安全なコンテナのための国際条約をいう。

1.1.7 安全承認板

-2.を次のように改める。

-2. 本会は 1.1.5-1.又は-3.の検査に合格したコンテナについて、最大総重量質量、最大積重ね荷重、ラッキング試験荷重値力及び表 5.1 に規定する端壁又は側壁に対する試験荷重力と異なる荷重力で試験を行った場合にはこれらの荷重値を指定する。また、これらの

指定された値は、前-1.に規定する安全承認板に表示されなければならない。

4章 コンテナの製造時試験検査

4.2 シリーズ生産コンテナの試験検査

4.2.1 製造法承認を受けた製造所におけるシリーズ生産コンテナ

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造法承認を受けた製造所におけるシリーズ生産コンテナについては、次の各号に定める事項について本会の試験検査を受けなければならない。

(1)は省略)

(2) 本会の適当と認める数のコンテナに対して、5.5の規定による重量質量計測。

((3)から(7)は省略)

4.2.2 製造法承認を受けていない製造所におけるシリーズ生産コンテナ

(2)を次のように改める。

(2) 本会の適当と認める数のコンテナに対して、5.5の規定による重量質量計測

5章 一般貨物コンテナ

5.2 構造及び寸法

5.2.2の表題を次のように改める。

5.2.2 寸法及び総重量質量

-1.を次のように改める。

-1. 各類別コンテナに対する外のり寸法及びそれらの許容差並びに最大総重量質量は、8章表 8.1 及び図 8.1 によらなければならない。ただし、試験に用いられる最大総重量質量は、同表による値より大きくとることができる。この場合、1.1.7-2.及び 5.4(2)の規定によ

り表示する最大総重量質量は、試験に用いられた値としなければならない。

5.4 を次のように改める。

5.4 マーキング

コンテナの外面には少なくとも次の各号に掲げる事項を図 5.1 に示す箇所に表示しなければならない。

- (1) 所有者の記号及び一連番号
- (2) 最大総重量質量 (kg)
- (3) 自重 (kg)
- (4) 型式
- (5) 製造者名

5.5 試験検査の方法

5.5.1 一般

-1.(3)を次のように改める。

- 1. 試験検査は、次の各号に掲げるものとする。
 - ((1)及び(2)は省略)
 - (3) 重量質量計測
 - ((4)及び(5)は省略)

5.5.4 を次のように改める。

5.5.4 重量質量計測

重量質量計測においては、完成後にコンテナの自重を計測する。

表 5.1 を次のように改める。

表 5.1 荷重及び力の条件

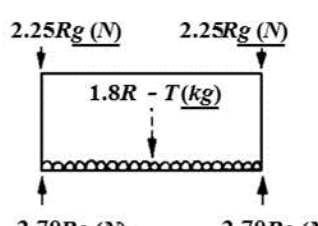
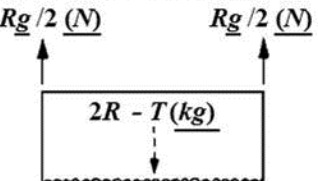
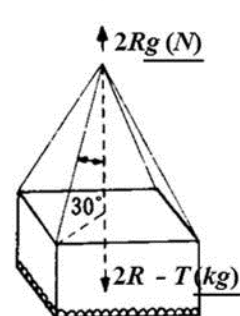
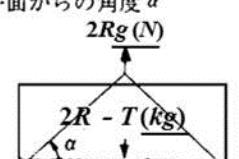
| 項目 | 荷重及び／又は力のかかる場所 | 荷重及び／又は力の方向 | 設計条件 | | | | | | | | | | |
|------------|--|---|---|----------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|----|-----|-----------|
| 積重ね | 上部すみ金具 (ずれ量： 長手方向38mm 横手方向25.4mm) | 鉛直下向き  | $9Rg (N)$ (上部すみ金具 1 個当り $\frac{9}{4}Rg (N)$) | | | | | | | | | | |
| 上部 つり上げ | 上部すみ金具 | 1A, 1AA, 1B, 1BB, 1C及び1 CC1コンテナは鉛直上向き $Rg/2 (N)$ $Rg/2 (N)$  1Dコンテナは鉛直から30°  | $2Rg (N)$ | | | | | | | | | | |
| 下部 つり上げ | 下部すみ金具 (つり上げ力中心線とすみ金 具側面との距離は38mm以内) | 水平面からの角度 α $2Rg (N)$  <table border="1" data-bbox="734 1691 1101 1904"> <thead> <tr> <th>類別名称</th> <th>α</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1A, 1AA</td> <td>30°</td> </tr> <tr> <td>1B, 1BB</td> <td>37°</td> </tr> <tr> <td>1C, 1CC</td> <td>45°</td> </tr> <tr> <td>1D</td> <td>60°</td> </tr> </tbody> </table> | 類別名称 | α | 1A, 1AA | 30° | 1B, 1BB | 37° | 1C, 1CC | 45° | 1D | 60° | $2Rg (N)$ |
| 類別名称 | α | | | | | | | | | | | | |
| 1A, 1AA | 30° | | | | | | | | | | | | |
| 1B, 1BB | 37° | | | | | | | | | | | | |
| 1C, 1CC | 45° | | | | | | | | | | | | |
| 1D | 60° | | | | | | | | | | | | |

表 5.1 荷重及び力の条件 (続き)

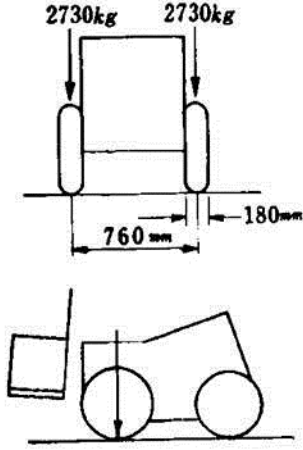
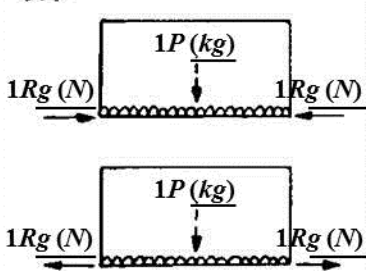
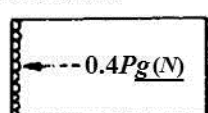
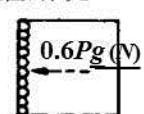
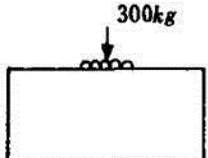
| 項目 | 荷重及び/又は力のかかる場所 | 荷重及び/又は力の方向 | 設計条件 |
|--------------|---------------------------------|--|---|
| 床 (荷役用機器) | 床 (すべての部分) | 鉛直下向き  | 1 軸当り 5460kg (1 車輪当り 2730kg) 車輪の幅 180mm 1 車輪当りの 接地面積 142cm ² 輪距 760mm |
| 緊 締 | 下部すみ金具 | 長手  | $2Rg (N)$ (下部すみ金具 1 個当り) $\frac{2}{2} Rg (N)$ |
| 端 壁 | 端 壁 | 壁面に垂直外向き  | $0.4Pg (N)$ |
| 側 壁 | 側 壁 | 壁面に垂直外向き  | $0.6Pg (N)$ |
| 屋 根 | 屋 根 (最も弱い600mm×300mmの 部分) | 鉛直下向き  | 300kg |

表 5.1 荷重及び力の条件 (続き)

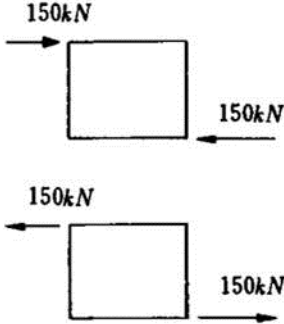
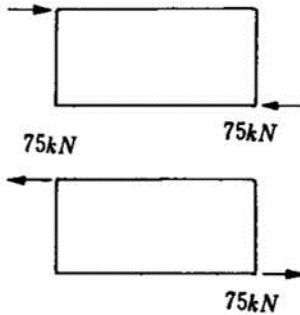
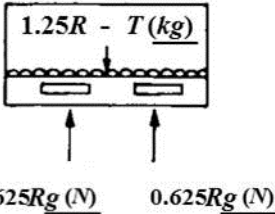
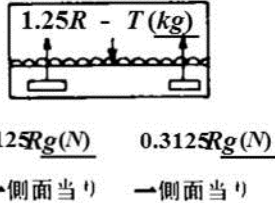
| 項目 | 荷重及び/又は力のかかる場所 | 荷重及び/又は力の方向 | 設計条件 |
|--|---|---|--------------------------------------|
| 横手剛性 (1A, 1AA, 1B, 1BB, 1 C及び1CCコ ンテナの場合) | 上部すみ金具 | 横手水平  | 150kN (上部すみ金具1個当り) |
| 長手剛性 (1A, 1AA, 1B, 1BB, 1 C及び1CCコ ンテナの場合) | 上部すみ金具 | 長手水平  | 75kN (上部すみ金具1個当り) |
| フォーク ポケット (1C, 1CC及 び1Dコンテ ナでフォーク ポケットを設 けた場合) | フォークポケット (幅200mm, 側面より1828±3 mmまでの部分) | 鉛直上向き  | $\frac{1.25}{2} Rg (N)$ (1ポケット当り) |
| グラブラー アーム | グラブラーアーム 受け構造 | 鉛直上向き  | $\frac{1.25}{4} Rg (N)$ (1箇所当り) |

表 5.2 を次のように改める。

表 5.2 試験方法及び計測

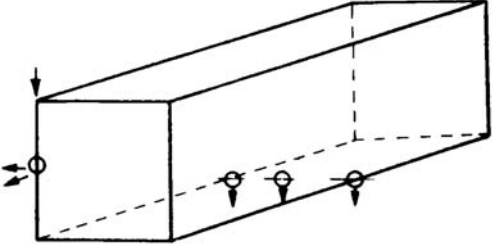
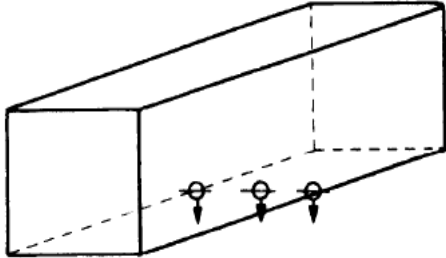
| 試験の種類 | 試験方法及び計測 | | | | | | | | | | | |
|----------|------------------------|--|------|----|---------|------------|---------|------------|---------|------------|----|------------|
| 積重ね試験 | <p>試験方法</p> <p>計 測</p> | <p>供試コンテナを強固で水平な台上に置き、四すみの金具で支持する。 供試コンテナに荷重を均一に積み込み、総重量質量が $1.8R$ (kg) になるようにする。 供試コンテナの上部すみ金具に、下部用すみ金具（または、これと同一平面寸法を有する当て板）を載せ、一すみ当たり $9Rg/4$ (N) に相当する力を鉛直に加える。このすみ金具（又は、当て板）は、供試コンテナの上部すみ金具に対し、長手方向に $38mm$、横手方向に $25.4mm$ ずらせる。 扉を有するコンテナにあつては、1 の扉を取り外した状態においても荷重を負荷する。</p> <p>(1) $1.8R-T$ (kg) の等分布荷重を積み込んだ場合の床構造のたわみは軸力付加前に計測して差し支えない。 (2) すみ柱の長さ中央にてすみ柱の横手及び長手方向のたわみを計測する。</p>  | | | | | | | | | | |
| 上部つり上げ試験 | <p>試験方法</p> <p>計 測</p> | <p>供試コンテナに荷重を均一に積み込み、総重量質量が $2R$ (kg) になるようにし上部四すみのすみ金具で静かにつり上げる。 つり上げは、1A, 1AA, 1B, 1BB, 1C 及び 1CC コンテナでは金具に掛かる力の方向が鉛直になるようにして、1D コンテナではすみ金具に掛かる力の方向が鉛直と 30° になるスリングを用いて行う。 5分間つり上げを保持した後、静かに地上におろす。 つり上げ前及び後の下けた及び床はりの上下方向のたわみを計測する。</p>  | | | | | | | | | | |
| 下部つり上げ試験 | <p>試験方法</p> <p>計 測</p> | <p>供試コンテナに荷重を均一に積み込み、総重量質量が $2R$ (kg) になるようにし下部四すみのすみ金具で静かにつり上げる。 つり上げはすみ金具にかかる力の方向と水平と表に示す角度になるスリングを用いて行う。</p> <table border="1" data-bbox="695 1686 1171 1854"> <thead> <tr> <th>類別名称</th> <th>角度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1A, 1AA</td> <td>30°</td> </tr> <tr> <td>1B, 1BB</td> <td>37°</td> </tr> <tr> <td>1C, 1CC</td> <td>45°</td> </tr> <tr> <td>1D</td> <td>60°</td> </tr> </tbody> </table> <p>5分間つり上げを保持した後、静かに地上におろす。 上部つり上げ試験にならう。</p> | 類別名称 | 角度 | 1A, 1AA | 30° | 1B, 1BB | 37° | 1C, 1CC | 45° | 1D | 60° |
| 類別名称 | 角度 | | | | | | | | | | | |
| 1A, 1AA | 30° | | | | | | | | | | | |
| 1B, 1BB | 37° | | | | | | | | | | | |
| 1C, 1CC | 45° | | | | | | | | | | | |
| 1D | 60° | | | | | | | | | | | |

表 5.2 試験方法及び計測 (続き)

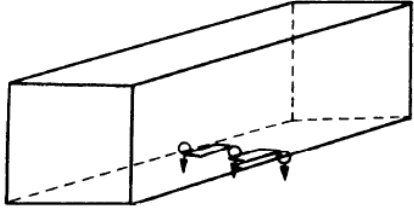
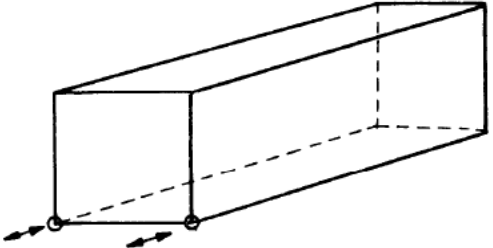
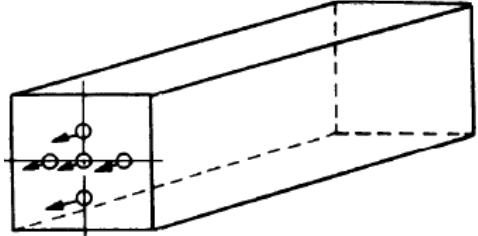
| 試験の種類 | 試験方法及び計測 | |
|-------|-----------------------|---|
| 床試験 | <p>試験方法</p> <p>計測</p> | <p>供試コンテナを強固で水平な台上に置き、四すみのすみ金具で支持し次の試験を行う。</p> <p>(1) P (kg) に等しい荷重を均一に積み込み、この状態で床構造がすみ金具下面から下に出ているか否か調べる。</p> <p>(2) 1軸当たりの重量質量 5460kg (1車輪当たりの重量質量 2730kg) の試験装置を、床全面にわたり移動させる。この装置は、車輪の幅 180mm、1車輪当たりの接地面積 142cm^2 及び輪距 760mm のものとする。</p> <p>床構造の上下方向のたわみを 3 個所において計測する。</p>  |
| 緊縮試験 | <p>試験方法</p> <p>計測</p> | <p>供試コンテナの前後各端について、次の試験を行う。コンテナに荷重を均一に積み込み、総重量質量が $1R$ (kg) になるようにし、一端の下部すみ金具の下穴を使用して、緊縮金具によってコンテナを緊縮し、他端の下部すみ金具に $2R_g$ (N) に相当する長手方向の押し及び引張り力を左右に等分して加える。</p> <p>下げた長手方向の変位を計測する。</p>  |
| 端壁試験 | <p>試験方法</p> <p>計測</p> | <p>供試コンテナの試験する端壁を下面にし、四すみのすみ金具を、おのおのが同じ水平面上にあるようにして、強固な台で支持する。</p> <p>端壁全体に均一に分布するように、$0.4P$ (kg) に等しい荷重を積み込む。荷重として水を使用することが望ましい。</p> <p>端壁の中心部及び垂直又は水平方向中心線上少なくとも各 2 個所のたわみを計測する。</p>  |

表 5.2 試験方法及び計測（続き）

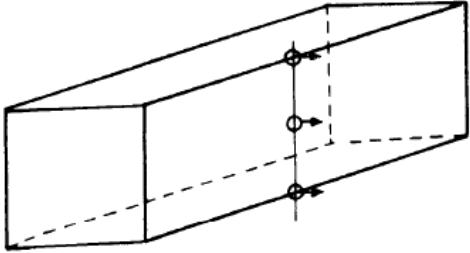
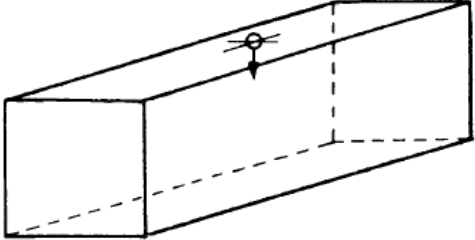
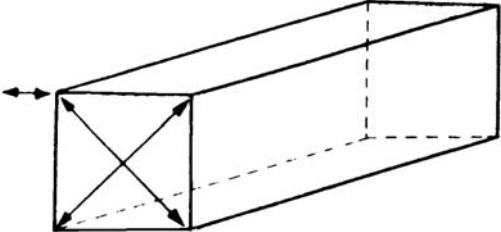
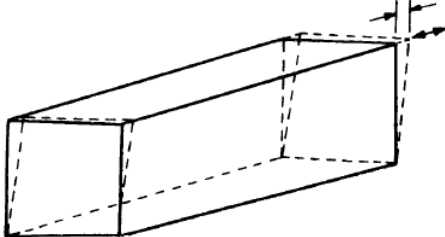
| 試験の種類 | 試験方法及び計測 | |
|--------|-----------------------|--|
| 側壁試験 | <p>試験方法</p> <p>計測</p> | <p>供試コンテナの試験する側壁を下面にし、四すみのすみ金具を、おのおのが同じ水平面上にあるようにして、強固な台で支持する。 側壁全体に均一に分布するように、<u>0.6P (kg)</u> に等しい荷重を積み込む。荷重として水を使用することが望ましい。 側壁の中心部、上げた及び下げた中央部のたわみを計測する。</p>  |
| 屋根試験 | <p>試験方法</p> <p>計測</p> | <p>屋根の最も弱い箇所の $600\text{mm} \times 300\text{mm}$ の部分に、300kg の荷重を均一に加える。 屋根の最大たわみを計測する。</p>  |
| 横手剛性試験 | <p>試験方法</p> <p>計測</p> | <p>IA, IAA, IB, IBB, IC 及び ICC コンテナに対して行う。 空の供試コンテナを強固で水平な台上に置き、下部 4 個のすみ金具の下穴を用いて垂直方向に緊締する。 横手方向の緊締は、力を加える上部すみ金具がある側面と反対側の側面の 2 個の下部すみ金具で行う。片側面の上部すみ金具に 1 個当たり $150\text{kN}(15000\text{kgf})$ の押し及び引張り力を横手方向に別個又は同時に加える。 端面がその鉛直中心線に関して対称の場合は左右いずれかの試験でよいが、非対称のときは左右それぞれについて行う。 扉を有するコンテナにあっては、1 の扉を取り外した状態においても荷重を負荷する。 端部わくの対角寸法を計測する。</p>  |

表 5.2 試験方法及び計測（続き）

| 試験の種類 | 試験方法及び計測 | |
|-------------|-------------|---|
| 長手剛性試験 | <p>試験方法</p> | <p>1A, 1AA, 1B, 1BB, 1C 及び 1CC コンテナに対して行う。 空の供試コンテナを強固で水平な台上に置き、下部 4 個のすみ金具の下穴を用いて垂直方向に緊締する。 長手方向の緊締は力を加える上部すみ金具がある端面と反対側の端面の 2 個の下部すみ金具で行う。片端面の上部すみ金具に 1 個当たり 75kN (7500kgf) の押し及び引張力を長手方向に別個又は同時に加える。 側面が前後対称の場合は、前後いずれかの試験でよいが、非対称のときは、前後それぞれについて行う。</p> |
| | 計 測 | <p>上げたの長手方向の変位を計測する。</p>  |
| フォークポケット試験 | <p>試験方法</p> | <p>1C, 1CC 及び 1D コンテナでフォークポケットを有するものに対して行う。 供試コンテナに荷重を均一に積み込み、総重量質量が $1.25R$ (kg) になるようにする。 水平で強固な 2 本の棒（棒の巾は 200mm）をコンテナ側面より $1828 \pm 3mm$ まで差し込み静かに持ち上げる。 5 分間持ち上げたのち静かにおろす。</p> |
| グラップラーアーム試験 | <p>試験方法</p> | <p>グラップラーアームによる吊上げ用受け構造を有するものに対して行う。 供試コンテナに荷重を均一に積み込み、総重量質量が $1.25R$ (kg) になるようにし、4 箇所の受け構造でコンテナを支持する。支持面は使用されるグラップラーアームと同一面積とする。 5 分間持ち上げたのち静かにおろす。</p> |
| 風雨密試験 | <p>試験方法</p> | <p>コンテナの外面のすべての継目及びびらの周囲について次の各号に定めるところにより射水を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 筒先の口径は 12.5mm とする。 (2) 筒先圧力は 0.1MPa（水頭 10m 相当）以上とする。 (3) 射水は試験面にほぼ垂直となるようにし、筒先と試験面との距離は 1.5m 以内とする。 (4) 筒先移動速度は 0.1m/s 以下とする。 |

6章 サーマルコンテナ

6.5 試験検査の方法

6.5.1 一般

-2.(3)を次のように改める。

-2. サーマルコンテナの試験検査は次の各号に掲げるものとする。

((1)及び(2)は省略)

(3) 重量質量検査

((4)から(8)は省略)

7章 タンクコンテナ

7.2 構造及び寸法

7.2.4 を次のように改める。

7.2.4 床構造

タンク及びその付属品は、最大許容積載重量質量に等しい等分布荷重を受けたとき、下部すみ金具の下面より 25mm 以上上方にならなければならない。

7.5 試験検査の方法

7.5.1 一般

-2.(3)を次のように改める。

-2. タンクコンテナの試験検査は、次の各号に掲げるものとする。

((1)及び(2)は省略)

(3) 重量質量計測

((4)及び(5)は省略)

表 7.3 を次のように改める。

表 7.3 試験方法及び計測

| 試験の種類 | 試験方法及び計測 |
|----------------|--|
| 積重ね試験 | 試験方法： 表 5.2 によるが、供試コンテナへの荷重の積み込みは行わない。 計 測： 表 5.2 による。 |
| 上 部 つり上げ試験 | 表 5.2 による。 |
| 下 部 つり上げ試験 | 表 5.2 による。 |
| 緊縮試験 | 表 5.2 による。 |
| 長手慣性試験 | 試験方法： (1) 供試コンテナの長手軸を鉛直にして、4 個の下部すみ金具で支持する。 (2) タンク内に $1P$ (kg) に等しい荷重を積み込み、この状態を 5 分間保持する。 計 測： 構造によりその都度定める。 |
| 横手慣性試験 | 試験方法： (1) 供試コンテナの横手軸を鉛直にして、4 個の下部すみ金具で支持する。 (2) タンク内に $1P$ (kg) に等しい荷重を積み込み、この状態を 5 分間保持する。 計 測： 構造によりその都度定める。 |
| あゆみ板試験 | 試験方法： 300kg の荷重を、あゆみ板の最も弱い箇所に $600\text{mm} \times 300\text{mm}$ の面積にわたり均一に負荷する。 計 測： あゆみ板の最大及び永久変形量を計測する。 |
| 横手剛性試験 | 表 5.2 による。 |
| 長手剛性試験 | 表 5.2 による。 |
| グラブラー アーム試験 | 表 5.2 による。 |
| 耐圧試験 | 試験方法： (1) 耐圧試験は付属する管装置も含めて採光許容使用圧力、或は設計圧力の 1.5 倍以上の試験圧力で水圧試験を行う。 (2) 試験圧力は、正置状態におけるタンクの頂部において計測し、タンク各部の点検完了までその圧力を保持しなければならない。ISO 規格を適用するコンテナでは、少なくとも 30 分間試験圧力を保持しなければならない。 (3) 圧力逃し装置は、取り外すか、又は作動しないようにしておかなければならない。 |

8章 形状及び取付寸法等

8.2 形状及び取付寸法等

8.2.1 の表題を次のように改める。

8.2.1 寸法及び許容誤差並びに最大総重量質量

表 8.1 を次のように改める。

表 8.1 外のり寸法及び許容差等

| 類別 名称 | 外のり高さ (mm) <i>H</i> | | 外のり幅 (mm) <i>W</i> | | 外のり長さ (mm) <i>L</i> | | <i>K</i> ₁ (mm) | <i>K</i> ₂ (mm) | 最大 総重量 質量 (kg) <i>R</i> |
|----------|---------------------|---------|--------------------|---------|---------------------|----------|----------------------------|----------------------------|----------------------------------|
| | 寸法 | 許容差 | 寸法 | 許容差 | 寸法 | 許容差 | 最大値 | 最大値 | |
| 1A | 2,438 | 0 -5 | 2,438 | 0 -5 | 12,192 | 0 -10 | 19 | 10 | 30,480 |
| 1AA | 2,591 | 0 -5 | 2,438 | 0 -5 | 12,192 | 0 -10 | 19 | 10 | 30,480 |
| 1B | 2,438 | 0 -5 | 2,438 | 0 -5 | 9,125 | 0 -10 | 16 | 10 | 25,400 |
| 1BB | 2,591 | 0 -5 | 2,438 | 0 -5 | 9,125 | 0 -10 | 16 | 10 | 25,400 |
| 1C | 2,438 | 0 -5 | 2,438 | 0 -5 | 6,058 | 0 -6 | 13 | 10 | 20,320 |
| 1CC | 2,591 | 0 -5 | 2,438 | 0 -5 | 6,058 | 0 -6 | 13 | 10 | 20,320 |
| 1D | 2,438 | 0 -5 | 2,438 | 0 -5 | 2,991 | 0 -5 | 10 | 10 | 10,160 |

(備考)

表の諸寸法は、温度 20℃における値を示す。20℃と異なる温度については、これらを適当に修正する。

9章 安全承認板

9.1 安全承認板

9.1.1 安全承認板

-1.を次のように改める。

-1. 船舶安全法施行規則第四十七條の二第一項目第一号第五十六條の四第三項のコンテナ設備のコンテナに取付けられる安全承認板は図 9.1 による。

-2. 日本以外の CSC 締約国の政府から付与された権限に基づいてコンテナに取付けられる安全承認板は図 9.3 による。

図 9.1 及び図 9.3 を次のように改める。

図 9.1 安全承認板 (TYPE-J)

| | | | |
|---|---------------|----------------|--------------------|
| CSC SAFETY APPROVAL | | | 証印 |
| J-NK / / / | | | |
| DATE MANUFACTURED | | | |
| IDENTIFICATION No. | | | |
| <u>MAXIMUM OPERATING GROSS WEIGHT/MASS</u> | kg | lbs | |
| <u>ALLOWABLE STACKING WEIGHT/LOAD</u> | | | |
| FOR 1.8g | kg | lbs | |
| <u>TRANSVERSE RACKING TEST LOAD VALUE/FORCE</u> | kg | lbs | newtons |
| ONE DOOR OFF: | | | |
| <u>ALLOWABLE STACKING MASS/LOAD</u> | | | |
| FOR 1.8g | kg | lbs | |
| <u>TRANSVERSE RACKING TEST LOAD VALUE/FORCE</u> | kg | lbs | newtons |
| FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE | | | |

(備考)

(1.から 4.は省略)

5. 表 5.1 に定める荷重の大きさ以外の荷重の大きさにより端壁試験又は側壁試験を行ったコンテナにあつては、「TRANSVERSE RACKING TEST LOAD VALUE/FORCE kg lbs newtons」と「FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE」の間に、それぞれ「END WALL STRENGTH」の文字及び端壁試験時の試験荷重又は「SIDE WALL STRENGTH」の文字及び側壁試験時の試験荷重を標示すること。

(6.は省略)

7. 扉を有するコンテナ以外のコンテナに取り付けられる安全承認板については、「ONE DOOR OFF: ALLOWABLE STACKING MASS/LOAD FOR 1.8g kg lbs TRANSVERSE RACKING TEST LOAD VALUE/FORCE kg lbs newtons」の標示を省略して差し支えない。

図 9.3 安全承認板 (TYPE-F)

| | | |
|--|----------------------|--------------------------------------|
| <i>CSC SAFETY APPROVAL</i> | | |
| [1] - NK/ [2] | | |
| <i>DATE MANUFACTURED</i> | | |
| <i>IDENTIFICASION No.</i> | | |
| <i>MAXIMUM OPERATING GROSS WEIGHT MASS</i> | <i>kg</i> | <i>lbs</i> |
| <i>ALLOWABLE STACKING WEIGHT LOAD</i> | | |
| <i>FOR 1.8g</i> | <i>kg</i> | <i>lbs</i> |
| <i>TRANSVERSE RACKING TEST LOAD VALUE FORCE</i> | <i>kg</i> | <i>lbs</i> <i>newtons</i> |
| <i>ONE DOOR OFF:</i> | | |
| <i>ALLOWABLE STACKING MASS LOAD</i> | | |
| <i>FOR 1.8g</i> | <i>kg</i> | <i>lbs</i> |
| <i>TRANSVERSE RACKING TEST LOAD VALUE FORCE</i> | <i>kg</i> | <i>lbs</i> <i>newtons</i> |
| <i>FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE</i> | | |

(備考)

(1.から 4.は省略)

5. 表 5.1 に定める荷重の大きさ以外の荷重の大きさにより端壁試験又は側壁試験を行ったコンテナにあつては、「*TRANSVERSE RACKING TEST ~~LOAD VALUE~~ FORCE kg lbs newtons*」と「*FIRST MAINTENANCE EXAMINATION DATE*」の間に、それぞれ「*END WALL STRENGTH*」の文字及び端壁試験時の試験荷重又は「*SIDE WALL STRENGTH*」の文字及び側壁試験時の試験荷重を標示すること。

(6.は省略)

7. 扉を有するコンテナ以外のコンテナに取り付けられる安全承認板については、「*ONE DOOR OFF: ALLOWABLE STACKING ~~MASS~~ LOAD FOR 1.8g kg lbs TRANSVERSE RACKING TEST ~~LOAD VALUE~~ FORCE kg lbs newtons*」の標示を省略して差し支えない。

附 則

1. この規則は、2014年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に製造時の検査が行われる海上コンテナについては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。